

* 入院費用について *

1 | DPC(包括評価制度)について

- 当院は、厚生労働大臣が指定する**DPC(包括評価制度)**を導入し、傷病名や手術、処置等の内容に応じて分類された「**診断群分類**」に基づき、計算を行います。労災や交通事故などは、DPC(包括評価制度)の対象とはならず診療行為ごとに料金を計算する「**出来高方式**」になることもあります。
- 診断群分類が変更になった場合には、退院時等に前月までの支払額との差額の調整を行います。一部負担金や負担率は健康保険法並びに諸法の定めに従います。
- 分娩料、病衣のレンタル代、差額室料、文書料等は、保険適用外として当院が定めた額で計算いたします。ご不明な点は、**1階5番会計窓口**にお申し出ください。

2 | 出産育児一時金の直接支払制度について

- 出産にかかる費用に出産育児一時金をあてることができるよう、保険者から医療機関に直接支払う仕組み(直接支払制度)があります。
- お産で正常分娩の場合は、保険適用外です。
- この制度を利用することにより、窓口での負担が軽減されます。

3 | 診療情報提供料について

- 他院へのご紹介またはかかりつけ医等へのご報告として、**診療情報提供書**を交付した場合は、下記の費用をいただきます。また、退院後に診療情報提供書を交付した場合は、後日費用のご連絡をいたします。

(参考) ・3割負担 1,350円 ・1割負担 450円

4 | 診療明細書の交付について

- 当院では、**診療明細書**を交付しております。診療明細書には、使用した薬剤や行われた検査の名称等が記載されています。
- **診療明細書**を患者さんに交付することによって、療養の継続に支障をきたすのではないかと懸念されるご家族の方は主治医か看護師にご相談ください。

5 | 診療記録の情報開示について

- 情報開示の請求(有料)をお受けしております。ご希望の方は、病棟師長、もしくは医療社会事業課にお尋ねください。

6 | 限度額適用認定証のご案内

- 「限度額適用認定証」とは、患者さんがお支払いされる医療費の窓口負担を高額療養費の自己負担限度額にまで低減する制度です。
- 入院時の食事代や病衣のレンタル代、おむつ代、差額室料などの自費分は対象となりません。

*70歳未満

| 区分 | | 国保 | 社保 | 自己負担限度額 | | 食事代 | |
|-----|----------|------------|----------|--|-------------|-------|-------|
| | | 総所得金額等 | 標準報酬月額 | 直近の過去12ヶ月の高額該当3回目まで | 4回目以降(多数該当) | 90日まで | 90日越え |
| 区分ア | 上位所得者 | 901万円超 | 83万円以上 | $252,600円 + (医療費総額 - 842,000円) \times 1\%$ | 140,100円 | 460円 | 460円 |
| 区分イ | | 601万～900万円 | 53万～79万円 | $167,400円 + (医療費総額 - 558,000円) \times 1\%$ | 93,000円 | | |
| 区分ウ | 一般 | 211万～600万円 | 28万～50万円 | $80,100円 + (医療費総額 - 267,000円) \times 1\%$ | 44,400円 | | |
| 区分エ | | 210万円以下 | 26万円以下 | 57,600円 | 44,400円 | | |
| 区分オ | 住民税非課税世帯 | | | 35,400円 | 24,600円 | 210円 | 210円 |

*70歳以上

| 区分(年収) | 限度額(世帯) | | 食事代/1食 | | 認定証の手続きが必要な方 |
|---|--|----------------------|--------|-------|--------------|
| | 外来(個人) | | 90日まで | 90日越え | |
| 年収約1,160万円～ 標報83万円以上 課税所得690万円以上 | $252,600円 + (医療費総額 - 842,000円) \times 1\%$ (140,100円) | | 460円 | 460円 | / |
| 年収約770万～約1,160万円 標報53～79万 課税所得380万円以上 | $167,400円 + (医療費総額 - 558,000円) \times 1\%$ (93,000円) | | | | ○ |
| 年収約370万～約770万円 標報28～50万円 課税所得145万円以上 | $80,100円 + (医療費総額 - 267,000円) \times 1\%$ (44,400円) | | | | ○ |
| 一般 | 18,000円 (年間上限14.4万円) | 57,600円 (44,400円) | / | / | / |
| 住民税非課税 | 24,600円 | | 210円 | 160円 | ○ |
| 住民税非課税 (所得が一定以下) | 8,000円 | 15,000円 | 100円 | 100円 | ○ |

※70歳以上で、「3割負担」及び「住民税非課税」の方以外は、特に手続きの必要はありません。「3割負担」及び「住民税非課税」の方は手続きをし、当院に認定証を提示していただくことで、上記一覧の区分を適用させていただきます。

令和2年4月1日現在

7 | 入院中のお支払い(定期請求書)

- 月をまたいで入院は、月末締めで計算し、翌月10日頃に定期請求書をお渡ししますので、月末までにお支払いください。
- 月をまたいで翌月の11日以降も引き続きご入院されている場合

※患者様ご本人へお渡しできる場合
ご本人へお渡しいたします。

※患者様ご本人へお渡しできない場合
前月の請求書を会計窓口にてお預かりしておりますので、お立ち寄りいただきますようお願いいたします。



自動精算機

- 定期請求書は1階6番自動精算機(平日9:00~17:00)でお支払いください。
- 時間外・休日にお支払いされる場合、救命救急外来窓口でお支払いください。

8 | 退院時のお支払い(退院請求書)

- 退院当日、退院請求書ができましたら10:00以降に看護師からご連絡します。入院治療費用を全額お支払いの上、退院してください。
- 退院請求書は1階5番会計窓口(平日9:00~17:00)でお支払いください。
- 時間外・休日にお支払いされる場合、救命救急外来窓口でお支払いください。



会計窓口

9 | お支払い方法について

- 現金、クレジットカードまたはデビットカードにてお支払いください。

利用可能なクレジットカード

VISA・MasterCard・MUFJ・DC・Nicos・JCB・AMEX・Diners

新韓ハウスカード・中国銀聯・J-debit



- 領収証は、確定申告の際の医療費控除などに必要となりますので、大切に保管してください。**領収書の再発行はいたしません。**
- 入院費用のお問い合わせやお支払いについてのご相談は、1階5番会計窓口にお申し出ください。